

平成23年度特別支援学校における医療的ケア運営協議会 第1回協議の要旨(報告)

実施日 平成23年10月13日(木)

特別支援教育課

1 特別支援学校における医療的ケアの実施状況等について

- (1) 平成22年度特別支援学校における医療的ケア運営協議会 協議の要旨の報告
- (2) 平成23年度医療的ケア実施状況【資料1】
- (3) 平成23年度医療的ケアにかかわる研修の状況報告
- (4) 医療的ケアに関する課題

2 実施体制における諸課題について

(1) 教員による胃ろうからの半固形物の手押しによる注入について

- ・手技的には、誤嚥を繰り返してしまうような摂食指導より、安全である。
- ・胃ろうから注入する食形態を主治医から指示、指導をもらう必要がある。
- ・食事の香りを楽しむ、教師とのやりとりが増える等の教育的効果が期待できる。
- ・体重の増加、より良い便の状態等、健康面での効果が見られる。
- ・なによりも家族や同級生と同じものを食べられることに喜びを感じる。
- ・教育委員会は、協議内容を踏まえ検討の上、実施留意事項を次回に提案する。

(2) 人工呼吸器を使用している児童生徒への対応について

看護師による人工呼吸器自体の管理について(設定、取り換え、飽和量の調整等)

- ・人工呼吸器の設定等は、医師の指示に基づいて実施される。学校という環境を考慮すると、常に医師の指示があるわけではなく、看護師ひとりの判断で実施することは難しい。
 - ・看護師による人工呼吸器の管理とは別に、保護者の付き添い負担の軽減の方策を検討するのが良いのではないか。
 - ・今後も継続して保護者の付き添い負担軽減についての方策を研究していく必要がある。
- 気管カニューレからの吸引時における人工呼吸器の取扱いについて
- ・痰の吸引の流れの中で、いったん呼吸器をカニューレから外すのは、痰の吸引として考えて良い。
 - ・児童生徒のケースにもよるので、主治医の指示や保護者ときちんと確認をするべき。
 - ・保護者が付き添っていることで、痰の吸引、注入等全て保護者が実施しなくてはならないように解釈されているケースもある。
 - ・児童生徒のケースによるところもあるので、実態を再確認する必要がある。

(3) 「介護職員等によるたんの吸引等の実施に関する社会福祉士及び介護福祉法の改正」に伴う

来年度の医療的ケア研修等の方向性について

教員対象の医療的ケア研修の方向性

- ・従来のステップ3にあたる実地研修を各学校現場で実施する方向が良いが、その評価者となる学校看護師の負担増や多忙さに対するなんらかの配慮を検討して欲しい。

教員による実施範囲の検討（鼻腔、気管カニューレ内部からの吸引）

- ・厚労省の法改正は、介護福祉士等も含まれており、学校におけるケアの内容は、安全に確実にスタートさせるためにも、従来の範囲から行うのが良い。
- ・鼻腔からの吸引は実施しても良いのではないか。
- ・教育委員会は、来年度の医療的ケア実施要綱を作成し、次回に提案する。

（４） 医療的ケアにかかわる手技等の確認

教員による排リハをどの程度実施してよいか

- ・痰がでやすいようにと、腹臥位にすることで、逆に痰がたまってしまうようなケースもある。
- ・加圧マッサージのような手技を用いて、排リハ目的で実施するのはふさわしくない。学校では、あくまでも痰が出やすいように支援することであり、楽な状態を維持することで、どんな教育をするかが重要である。
- ・個々のケースによって対応が違うので、主治医にきちんと指示をいただくことを原則としたい。